

# イギリスにおける不能犯論の動向

奥 村 正 雄

- 一 はじめ
- 二 一九八一年刑事未遂法制定以前の動向

  - 一 近代的未遂概念の形成
  - 二 従来の不能犯判例と学説
  - 三 不能未遂規定立法化の動き
  - 四 ホートン対スマス事件上院判決と学説の対応
  - 五 未遂の実質的処罰根拠
  - 六 ホートン対スマス事件上院判決以後の判例と学説

- 三 一九八一年刑事未遂法の制定

  - 一 法典編纂委員会の不能未遂規定案
  - 二 政府内務省の不能未遂規定案
  - 三 不能未遂規定の成立
  - 四 一九八一年刑事未遂法制定以後の動向
  - 五 むすび

## 一 はじめに

一九六〇年代以降、西ドイツをはじめとして、刑法改正運動が一つの大きな潮流となっている。この潮流は、英米刑法にもおよんでいるが、統一刑法典をもたないイギリスでは、犯罪類型<sup>(1)</sup>との法典化や改正が行なわれている。そのなかでも、不能未遂に関する最近の判例法を根底から覆した未遂法の法典化が注目される。従来、未遂は独立教唆罪（incitement）、共謀罪（conspiracy）とならんで、未完成犯罪（inchoate crime）の一つとしてコモン・ロー上の犯罪であったが、一九八一年七月に成立した「一九八一年刑事未遂法」（Criminal Attempts Act 1981）により、成文法上の犯罪となつた。同法は全一二条から成るが、第一条は未遂の成立要件について、次のように規定している。

第一条 「(1) 本条に当る罪を犯す意図をもつて、犯行の単なる予備行為を越えた行為をなした者は、未遂犯の罪責を負う。

(2) 犯罪の遂行が不能になる事実が存在しても、行為者は本条に当る罪の未遂犯の罪責を負うものとする。

(3) (a) 行為者の意図が犯意に達しているとみなされないような場合であるが、ただし、

(b) 犯罪事実が行為者の信じたとおりのものであれば、彼の意図が犯意に達しているとみなされる場合にはつなに、

第一項について、彼は当該の罪を犯す意図があつたものとみなされる。

(4) 本条に当る罪とは、既遂になれば、イングランドおよびウェールズにおいて起訴犯罪として公判に付することができる犯罪であり、以下の犯罪を除く。

- (a) 共謀罪（コモン・ロー上、一九七七年刑事法律法第一条、その他の規定によるもの）。
- (b) 犯罪の遂行を帮助、教唆、勧告、誘導、またはそそのかす罪。
- (c) 一九六七年刑事法律法第四条一項の罪（犯人に対する助勢）、または第五条一項の罪（逮捕可能な犯罪に関する情報の隠避による対価の受容または受容の同意）。

本条の趣旨を簡単に説明すると、一項は未遂の成立要件を、二項は不能未遂について、三項は一項の主観的要件の補足を、四項は本条の適用範囲をそれぞれ規定する。未遂の成立要件は、未遂がコモン・ロー上の犯罪であったときのそれと基本的に変わらない。未遂は、主観的因素としてのメンズ・レア（Mens Rea）と客観的因素としてのアクタス・レウス（Actus Reus）の両要件を満たすことにより成立する。第一にメンズ・レアとして、「本条に当る罪を犯す意図」の存在が必要である。四項で限定された犯罪を惹起する犯意は、単に結果に対して無謀（reckless）または無関心（indifference）な心理状態ではなく、結果の実現を決意する心理状態（特定の意図 specific intent）でなければならぬ。<sup>(3)</sup>三項は、未遂の犯意を行為者が存在すると信じた事実に基づいて認定するのを規定する。これは、一定事実の存在について誤信したような場合でも、犯意が認められるとする趣旨である。第二にアクタス・レウスとして、「犯行の單なる予備行為を越えた行為」がなければならない。これは、犯意を実現しようとする行為が單なる予備を越え、意図した犯罪に十分「近接した」（proximate）ものでなければならぬとする趣旨である。以上の要件を満たせば未遂が成立し、二項は「犯罪の遂行が不能になる事実が存在しても」、不可罰的不能未遂を認めないと規定した。

以上が本条の趣旨であるが、とくに二項は最近の不能未遂に関する判例法を覆すもので、大議論的となつた規定

である。そのため、同項の制定過程は平坦ではなく、制定までに次のような経過があった。

未遂法の法典化作業を進めていた法典編纂委員会（Law Commission）は検討委員会（Working Party）を組織して、一九七三年六月に「ワーキング・ペーパー五〇号」<sup>(4)</sup>（Working Paper No. 50）を公刊し、未遂法の具体的な立法提案を行なった。そのなかで、通説的見地から不可罰的不能未遂を認めないと原則とする不能未遂規定が提示された。ところが同年一一月、これとは真向から対立し、純客観的な可罰未遂の限界基準を設定することにより不可罰的不能未遂の範囲を大幅に認めるホートン対スミス事件上院判決<sup>(5)</sup>（Haughton v. Smith 以下、スミス事件上院判決と略す。）が出たのである。同判決は、財物の他人性や盗品性など規範的要素の欠缺のほか、客体の完全な欠缺や手段、方法の完全な無害性など犯罪の遂行を不能にする事情が存在すれば、不可罰的不能未遂が認められるとする法理を開いた。上院の態度は、学界や実務に驚きを与え、不能犯論を活発化させる引金となつた。多くの学説は、同判決に対する批判論を展開した。しかし、同判決の傍論にしたがい、客体の不能を不可罰とする判例が出るなど、上院判決の影響力は小さくなかった。

そこで、法典編纂委員会は以上の経過を踏まえ、一九八〇年六月、「ロー・コミッション一〇一号」<sup>(6)</sup>（Law Commission No. 102）を公刊し、未遂法の最終法案を提出した。そのなかで、判例の態度を批判して、不可罰的不能未遂を認めないとする不能未遂規定案を提示し、これを受け入れるよう政府内務省に勧告した。しかし政府内務省は、一九八〇年一二月に下院に提出した「刑事未遂法案」（Criminal Attempts Bill）のなかで、客体の欠缺や手段・方法の不能が未遂の成立を妨げる事由にならないことについては同委員会の勧告にしたがうが、スミス事件上院判決の事案のような規範的要素の欠缺については上院判決を維持し、これを不可罰とする不能未遂規定を設けたので

ある。内務省の態度は、再び学界や実務を驚かす結果となつた。そのため、下院議会などにおいて、同法案に対する徹底した批判論が展開された。その結果、最終的に同法案は法典編纂委員会の勧告にしたがうかたちに修正された。こうして糾余曲折を経て、「一九八一年刑事未遂法」一条二項の不能未遂規定が制定され、イギリス不能犯論は一応の立法的解決をみた。

ところで、イギリス刑法とわが刑法とは法体系が異なることは、両者とも不能未遂についてどうに可罰性の限界を求めるかという共通の課題をかかえており、問題状況はそれほど異なるものではない。また、未遂論（不能犯論）<sup>(8)</sup>は政策的観点が反映する問題であるとしばしば指摘されるが<sup>(9)</sup>、英米のそれは政策的観点と直結した解釈論を展開する傾向がつよい。したがつて、不能未遂規定の制定過程を中心にイギリス不能犯論の動向を概観する本稿の作業は、わが国の問題解決にといても決して意義の小さなものではないと考える。<sup>(10)</sup>

それではまず、不能犯論の歴史的過程からみるとこしよ。

- (1) イギリスの刑法改正について、大谷実「イギリス」平場安治＝平野龍一編・刑法改正の研究 I 概論・総則（昭四七）一四〇頁以下、同・刑法改正とイギリス刑事法（昭五〇）三〇頁以下、スチャート（大谷実＝熊谷泰佑訳）・現代イギリス刑法（昭四九）のほか、木村光江「英米法における詐欺罪の考察」、〔1〕東京都立大法学会雑誌三六巻二号（昭五八）一一五頁以下、一二巻一号三五七頁以下などがある。

- (2) Criminal Attempts Act 1981, pp. 1-2. (Law Reports; Statutes 1981, pp. 1009-1010.)

- (3) 最近の判例で、特定の意図の意義について「被告人の力の範囲内にあなかつて、彼が犯そうとした犯罪の遂行を惹起する決意」と定義された。R. v. Mohan, [1975] 2 All E. R. 200.

- (4) The Law Commission, Working Paper No. 50; Codification of the Criminal Law General Principles Inchoate Offences Conspiracy, Attempt and Incitement, 5 June 1973.

(5) [1973] 3 All E. R. 1109.

(6) Partington v. Williams, (1975) 62 Cr. App. R. 220.

(7) The Law Commission, Law Commission No. 102; Criminal Law Attempt and Impossibility in relation to Attempt, Conspiracy and Incitement, 25 June 1980.

- (8) わが国の英米未遂犯論、不能犯論の研究として、中武靖夫「英米刑法における未遂論」阪大法学七号（昭11八）七八頁以下、同八号六九頁以下、吉田常次郎「実行着手に関する比較法的研究」日本法学二五卷一号（昭三四四）一〇頁以下、同「アメリカ刑法の大要」東洋法学一三卷（昭四四）七三頁以下、西山富夫「不能犯問題の現状とその解決」名城法学一一卷一・三・四合併号（昭三六）一一三頁以下、塚本重頼「アメリカ刑法における不能犯」自由と正義一二卷六号（昭三七）一一〇頁以下（同・アメリカ刑事法研究（昭五一）一一三九頁以下に「結果の完成の不能と実行の着手」と題して収録。）、西村克彦「アメリカ模範刑法典における未完成犯罪」警察研究三三卷四号（昭三七）四九頁以下、ウェクセラー（西村克彦訳）「アメリカ法律協会模範刑法典における未完成犯罪」刑事基本法令改正資料四号（昭三九）一頁以下、高窪貞人「英米法における不能犯」法学新報七四卷一号（昭四一）四九頁以下、同「Actus Reus の研究」青山法学論集一二卷一・二合併号（昭四六）一六四頁以下、スチュアート・前掲書一九頁以下、大谷実・前掲書四七一四九頁、藤岡一郎「イギリスの未遂犯についての一考察」同志社法学一四〇号（昭五一）一一九頁以下、佐藤昌彦「中止犯」警察研究五一卷七号（昭五五）一〇一一頁、宗岡嗣郎「英米不能犯論の現状」九大法学四一号（昭五六）一頁以下など。
- (9) 未遂論の課題を、平野龍一博士は「その国の中文化の程度と社会の要求に応じてどうにバランスを求めるか」であるとわれ、大谷実教授は「既遂と同程度の重い刑罰をもつてのぞむ」とできる行為としては、どの程度の重大性と明確性が必要となるか、处罚の要求と人権保障原則とは、わが国の検査機関や犯罪現象にかんがみどのように調和ややむ」とができるかであるとされる。平野龍一「刑法の基礎20」法学セミナー一三九号（昭四四）四二頁、大谷実「不能犯」中義勝編・論争刑法（昭五一）一一六一一三七頁。
- (10) 英米刑法学導入の意義について、大谷実「日本の法制度と英米法・実体刑法」ジョリスト六〇〇号（昭五〇）一五一頁以下（同・刑事責任論の展望（昭五八）一六一頁以下に「英米刑事法雑考・英米刑法の導入」と題して収録。）

## 二 一九八一年刑事未遂法制定以前の動向

### 一 近代的未遂概念の形成

イギリスにおいて近代的未遂概念が形成され、確立するようになるのは、一八世紀末から一九世紀にかけての時期である。<sup>(1)</sup> 不能未遂も、一九世紀に入つてはじめて問題となつた。

そもそも未遂は、星序裁判所時代にコモン・ロー上の軽罪とみなされるようになつた。当時、「意思は行為とみなす」(voluntas reputabitur pro facto) という法原則が支配し、単なる犯意に基づく未遂处罚が行なわれたといわれる。<sup>(2)</sup> しかし、この原則は謀殺や強盗など一部の犯罪に例外的に適用されたにすぎず、未遂处罚の一般的原理は存在しなかつたとする見方が有力である。いざれにせよ、明らかに犯意とそれを顕現する「明白な行為」(overt act) の存在を理由に未遂处罚が行なわれるようになつたのは、一八世紀になつてからのことである。<sup>(4)</sup> 一七八四年のスコフィールド事件判決<sup>(5)</sup>において、「意図は、それじたい無害の行為を犯罪となしうる。しかもそれじたい犯罪である行為の完成は、犯罪の成立に必要ではない。」とされ、このことが一八〇一年のヒギンズ事件判決<sup>(6)</sup>において再確認された。スコフィールド事件判決は、未遂の刑事责任の基礎をメンズ・レアに求め、一定の行為が未遂となるかどうかを行為者の認識した事情に基づいて判断すること、行為の完成が未遂の成立にとって必要でないことを確認し、こんにちの未遂法の基礎を形成した。<sup>(8)</sup> ターナーによれば、法が防止する対象は既遂では有害な結果であるが、未遂ではメンズ・レアであり、アクトス・レウスは犯意を形成した者が単なる犯意だけでは处罚されないための条件であるとされた。その条件として、一八五五年のイーグルトン事件判決<sup>(10)</sup>以来、犯意だけではなく、アクトス・レウスとして単なる予備を

越え、意図した犯罪に十分近接した行為が必要とされるようになつた。<sup>(11)</sup>」の条件を満たしてはじめて未遂が成立するのであるから、未遂のアクトス・レウスは刑法が干渉しやる段階を決定する重要な政策的機能をはたしてい<sup>(12)</sup>る。しかし、犯意があり、これを実現しようとする行為に出でたとしたが、行為者の認識しない事情により犯罪の遂行が不能になつた場合、近接した行為があつたとして刑法が干渉しやるのか。これが不能未遂の問題である。一九世紀に入ると、そのような場合に未遂の責任を認つかが判例上問題となつてゐた。

- (1) Stephen, A History of the Criminal Law of England, vol. II, 1973, pp. 221-227, Sayre, "Criminal Attempts", (1928) 41 Harv. L. R. 835, Hall, "Criminal Attempt—A Study of Foundations of Criminal Liability", (1940) 49 Yale L. J. 807-810, and General Principles of Criminal Law 2 ed., 1960, pp. 569-572. e. t. c. なお、中武・前掲論文「英米刑事法の形成」内田力藏先生古稀記念現代イギリス法(昭52) 11111頁以下。
- (2) Stephen, op. cit., p. 222.
- (3) Sayre, supra, p. 821, Holdsworth, A History of English Law, vol. III, 1923, p. 373 n. 4, Pollock & Maitland, History of English Law, vol. II, 1895, p. 477, n. 5, Hall, supra, p. 792, op. cit., pp. 560-561.
- (4) Sayre, supra, pp. 826-833. ジーヤーによる「1711年事件」の事件判決(R. v. Sutton)によれば、「意図は行為のみならず、「謀叛の行為」に基づく未遂が处罚される。」一七八九年のマーク事件判決(R. v. Vaughan)によれば、「意図は行為のみならず」であるむと原理でせば、役人に警報をもたらすがために明白な公共的侵害の未遂行為が处罚されたことである。
- (5) R. v. Scofield, (1984) Cald Mag Cas 397. cf. Sayre, supra, p. 835.
- (6) R. v. Higgins, (1801) 102 E. R. 269-272.
- (7) Cross & Jones, Introduction to Criminal Law, 9 ed., 1980, p. 359, 362.
- (8) Sayre, supra, p. 835, Hall, supra, p. 810; op. cit., p. 836.
- (9) Turner, "Attempts to Commit Crimes", (1934) 2 Camb. L. J. 235.

(10) R. v. Eagleton, (1855) 169 E. R. 835.

(11) ベルベーク<sup>1)</sup>未遂の定義として「犯意をもつた行為が、妨げられたからあり、既遂しなくてはならぬ行為の一部となる」<sup>2)</sup> Stephen, Digest of the Criminal Law, 6 ed., 1904, art. 50. ジェニシャガウ判例として R. v. Linneker, [1906] 2 K. B. 101, Davey v. Lee, [1967] 2 All E. R. 423, e. t. c.

(12) ズの段階で刑法が干涉しないから、「公共政策の問題」(a matter of public policy) として G. Williams, Criminal Law, 1 ed., 1953, p. 478, 2 ed., 1962, 625, Stuart, "The Actus Reus in Attempt", [1970] Crim. L. R. 511, Cross & Jones, op. cit., p. 362. など、大谷・刑法改正とイギリス刑事法四八頁、藤岡・前掲論文 116頁参照。

## II 従来の不能犯判例と学説

英米刑法では、しばしば不能未遂を事実的不能 (factual impossibility) と法律的不能 (legal impossibility) とに分類して、未遂成立の有無が論じられる。前者は、客体の不能や手段・方法の不能を指す。後者は、たゞやく窃盗の意図で他人の傘と信じて持ち帰ったが、後に自分の物であることが判明したところによると、行為は完成したが、行為者の錯謬により当該犯罪の成立に必要な一定の構成要素を欠くため、法律上犯罪にならなか場合を指し、我々の構成要件の欠缺に相当する。しかし、後述するように、このした分類を認めず、法律的不能を幻覚犯 (imaginary crimes) の意味に限定する学説がむしろ有力になつてゐるに留意する必要がある。本節では、便宜上、右の分類にしだが、スマス事件上院判決以前の判例の態度を見る。

(1) 事実的不能のなかで客体の不能は、一八九一年のリング事件判決<sup>(1)</sup>以来、不可罰的事由とならなくなつた。同判決は、窃盗の意図で、列車に乗り込もうとしている婦人の服のポケットのなかを手探ししたが、何も窃取されなかつたという事案につき窃盗未遂を認め、客体の不能に関する従来の判例の態度を変更したものである。そもそも、客体

の不能が問題となりはじめたのは一九世紀に入つてからであるが<sup>(2)</sup>、未遂との関連が問われるようになるのは、一八五七年のマックファーソン事件判決以来のことである。同判決は、窃取しようとした特定物が存在しなかつたという事案につき、「未遂は、成功すれば起訴犯罪が成立する行為を実行するものでなければなら」ないから、特定物が存在しなければ犯行は決して成功しえないと判示して、窃盗未遂を認めなかつたものである。次いで、一八六四年のコリーンズ事件判決<sup>(4)</sup>は、リング事件判決と類似の空ポケットのスリの事案につき、マックファーソン事件判決にしたがい、「未遂は、妨げられないかぎり、既遂にいたる行為の着手がある場合にのみ成立する。」ので、ポケットに何もなければ窃盗未遂は成立しないと判示した。両判決とも、事後的に判明する客体の存否を問い合わせ、未遂は現実に犯罪の遂行が可能な状態でのみ成立するという論理を示した。まさに、客体の絶対的不能 (absolute impossibility) を認めたわけである。<sup>(5)</sup>しかし、未遂のアクトス・レウスを純客観的に認定する方法は、スコフィールド事件判決以来の未遂法の伝統に反するものであった。

やがて、右の論理は覆されることになる。一八八九年のブラウン事件判決<sup>(6)</sup>は、客体の不能の事例ではなかつたが、コリンズ事件判決の適用が主張されたことに対し、十分な説明を加えることなく、同判決の結論は満足しえず誤つていると判示した。さらに三年後のリング事件判決が、ブラウン事件判決においてコリンズ事件判決が変更されたことを理由に、既述のように空ポケットのスリを窃盗未遂としたのであつた。こうして、客体の不能は不可罰的事由でなくなつたが、ここで留意すべきことは、リング事件判決が積極的な可罰根拠を示したわけではないことである。<sup>(7)</sup>客体の不能の可罰根拠は、むしろ後から学説が示したといつてよい。しかしリング事件判決は、常識に適つた判例であるという理由で、スマス事件上院判決までの約八〇年間、リーディング・ケースとなつたのである。

なが、特定物の不存在の事例について、財物を物色するだけでは窃盗罪の成立に必要な他人の財物を「永続的に領得する意図」を示したりしないだとして、窃盗未遂も認めなかつた判例<sup>(9)</sup>が一九七一年に出で、リング事件判決との関連で注目されたるが如く。

- (1) R. v. Ring and Others, (1892) 17 Cox's C. C. 491.
- (2) R. v. Lovel, (1837) 174 E. R. 206. (相手が自ら警笛を鳴らして車両に発砲した行為を、射程範囲内にしなかつたとを理由として、懲意に発砲する罪があつたとした事例)。R. v. Goodchild, (1846) 175 E. R. 121. (非懷胎の婦人に墮胎薬を投与した行為について、墮胎罪(墮胎目的で器具または有害物を使用する罪)の成立に「婦人が現実に懷胎しているかどうかは重要でない」として、同罪の成立を認めた事例)。我が國では、タバコやイルド事件判決を墮胎未遂を認めた事例として紹介されてゐるが(高窓・前掲論文五二頁、宗岡・前掲論文五頁)、未遂の成立は問われてしない。なお、同事件以前の里法下では、類似の事案について、婦人が懷胎していることが犯罪の成立条件だったのや、非懷胎の場合は不可罰とされたり。R. v. Annon, (1811) 170 E. R. 1310, R. v. Scudder, (1823) 173 E. R. 565.
- (3) R. v. McPherson, (1859) 169 E. R. 975.
- (4) R. v. Collins and Others, (1864) 168 E. R. 1477.
- (5) Turner, "Attempts to Commit Crimes", (1934) 5 Camb. L. J. 242. ベトマーカンは、道徳的な罪は大あらが、社会的危険性が大らかにして、今後事件判決を評価する。Stephen, A History of the Criminal Law of England, vol. II, p. 225.
- (6) R. v. Brown, [1889] 24 Q. B. 357.
- (7) Turner, supra, p. 246.
- (8) たゞバーチャーは、「かくかくが却つたのが懸念である、結果発生の客觀的危険性 (objektive risk) が何よりも重視すれば Hall, General Principles, pp. 591-592.
- (9) R. v. Eason, [1971] 2 All E. R. 945, G. Williams, "Intent to Steal and Impossibility Rule", (1979) New L. J. 1169.

(2) 手段・方法の不能は、一般に未遂の成立を妨げないとするのが、判例の立場である。

典型例として毒物投与の事例をみると、判例は、それじたい有害物であることが証明されなければならないとしたが<sup>(1)</sup>、有害物であれば致死量不足でも未遂を認める。一九一〇年のホワイト事件判決は<sup>(2)</sup>、母親殺害の意図で致死量と誤信したシアノ化物をワイングラスに入れて同女の枕元に置いておいた行為について、それは謀殺のために意図した行為の完成であり、他の行為をともなわなければ結果を惹起しえなくとも、謀殺未遂が成立するとした。本件では、同女がそれを飲用しなくとも、致死量と信じた毒物を入れた行為じたいが、謀殺に近接していると認定された。同判決は、単なる手段・方法の不適切な事案につき未遂を認めた事例として、こんにちでも一般に支持されている。<sup>(3)</sup>

次に、被害者側が容易に見抜けるほど犯行計画が稚拙な場合でも、未遂が認められる。一八七〇年のベンスラー事件判決<sup>(4)</sup>では、詐欺の意図で虚偽内容の手紙を送付し、その相手方から金銭を騙取しようとしたが、相手が虚偽と見抜きつつ郵便為替を送付したという事案について、欺罔されていないから詐欺に当らないという主張に対し、裁判所は手紙が投函された時点で犯行が終了していると判示して、詐欺未遂を認めた。同事件は、犯人が意図した行為をすべて終了しており、相手が虚偽だと見抜いたのは犯人の支配外の事情であるという理由から、当然の未遂事例と評価されている。<sup>(5)</sup>

(1) R. v. Powles, (1831) 172 E. R. 830, R. v. Hennah, (1877) 13 Cox's C. C. 547.

(2) R. v. White, [1908-10] All E. R. 340.

(3) cf. Haughton v. Smith, [1973] 3 All E. R. 1115, 1117.

(4) R. v. Hensler, (1870) 22 L. T. 691. ハーベラ事件判決にしたがつた判例として、R. v. Light, (1915) 11 Cr. App. R. 111. がある。

(15) cf. [1973] 3 All E. R. 1116.

(3) 法律的不能について、判例は、主体の不能や手段・方法が特定されている場合にこれを欠けば、未遂の成立も認めていない。

しかし、規範的な構成要素の欠缺の事例では、判例の立場が大きくわかれた。注目すべき判例として、一九四九年のペーシー・ダルトン会社事件判決<sup>(3)</sup>がある。事案は、不正な利益を得る意図で、箱詰西洋なしを統制価格内の重量しか詰まつていないと誤信し、それを越える価格で販売したが、後に適正な重量であることが判明したため、一九四六年輸入西洋なし規則 (Imported Pears Order 1946) 二条一項aの最高許容価格を越えて西洋なしを販売する罪の既遂にはならないが、未遂になるかが問われたものである。裁判所は、「それ以上完成しないが、たとえ完成しても犯罪とならない所為にいたる一步は、未遂とみなされえない」と判示して、完成した販売行為が客観的に同規則に違反したことにならない以上、未遂も成立しないとした。<sup>(4)(5)</sup> 同判決の法理は、同規則を厳格に解釈し、行為を完成しても犯罪でないことを遂行する試みは未遂とならないとした点で、罪刑法定主義の原則に適うといえよう。<sup>(6)</sup> 同判決は、後にスミス事件上院判決の典拠となり、その結論を決定づけることになる。

これに対し、一九六五年のミラー＝ページ事件判決<sup>(7)</sup>は、窃盗行為につき偶然所有者の同意があつたために窃盗既遂とならない場合に、未遂となるかが問われた事案で、事情により窃盗の遂行が不能であるという事実は、一九一六年窃盗法 (Larceny Act 1916) 一条の窃盗罪の未遂の成立を妨げないとした。続いて、一九七〇年のカーヴィシリ－クリスピング事件判決<sup>(8)</sup>も、盗品の運搬目的でそれが保留されている場所に到着したが、すでに警察により押収されていたため、運搬不能となつた事例につき、当該の場所に到着したことが盗品の移転に十分近接しているとして、一

五六八年窃盜法（Theft Act 1968）一二条一項の盜品関与罪の未遂を認めた。犯行時点において、前者は財物の他人性、後者は盜品性と、各罰条に記載された規範的な構成要素を欠くため、行為を完成しても既遂となりえないが、両判決とも同要素の存在を未遂の構成要件とはみなさなかつた。

次に、規範的な構成要素の欠缺というより、むしろ手段・方法の欠缺といえる場合であるが、墮胎罪に関する判例の態度が注目される。一八六一年人身に対する犯罪<sup>(9)</sup>（Offences against the Person Act 1861）五八条は、墮胎目的をもつた懷胎の婦女またはその他の者による薬物の投与、器具の不正使用を禁止していた。アクトス・レウスは、それらの行為により成立する。<sup>(10)</sup>問題は、当該薬物または器具が墮胎効果の全くない無害なものであることを認識せず使用したため、同罪のアクトス・レウスを満たさない場合に未遂が成立するかである。一九二〇年のオズボーン事件判決<sup>(11)</sup>では、懷胎の婦女を墮胎させる意図で薬物と誤信して同女に無害物を投与した行為が五八条の未遂に当るかが問われたが、裁判所は、道徳的には非難できるが、法的には行為者は犯行を「働いて」（on the job）おらず、「行為者が薬物だと考えたにせよ、それが薬物でなければ、彼は無害物の投与によって薬物の投与を企てることはできない。」と説示し、被告人は無罪となつた。<sup>(12)</sup>同判決は、未遂のアクトス・レウスを客観的に認定し、犯意を顕現する行為がおよそ無害であれば、行為者は犯行を「働いた」ことにならず、そのような行為は道徳的非難の対象にしかならないとした。<sup>(13)</sup>しかし、こうした行為者の主觀的事情を無視する解釈態度は、スコフィールド事件判決以来の伝統からの逸脱を意味する。そのため、通説からの批判を受けることになつた。<sup>(14)</sup>もともと、判例の立場は、現実に犯罪の遂行が不能でも行為者が墮胎効果があると信じれば足りるとか、行為者が当該薬物は「目的に適う」（do the trick）と考えれば足りるなど、主觀的テストによるものが一般的であつたといえるだろう。<sup>(15)</sup>しかし、それらはオズボーン事件判決を変

更なるめでたしかなからだのやう。

(12)

- (1) 相手の不誠實行為を犯成しての法律上犯罪にならなかつて未遂も成立しない。R. v. Philips, (1828) 173 E. R. 695, R. v. Eldershaw, (1828) 172 E. R. 472, Q. v. Williams, [1893] 2 Q. B. 320.
- (2) 「装てられた」銃の発砲行為が罪とされた場合、罪例が意図した危害が実行に當たるか否かが争点となる。米装てんの場合は不可歸入した。R. v. Carr, (1819) 168 E. R. 854, R. v. James, (1844) 174 E. R. 924, R. v. Gamble, (1867) 10 Cox's C. C. 545. たゞ、連発銃で一鉛を放った箇所だけに弾丸が入つた場合を装てられた。R. v. Jackson, (1890) 17 Cox's C. C. 104.
- (3) R. v. Percy Dalton Ltd., (1949) 33 Cr. App. R. 102.
- (4) 回轉式の回捲の法理で法律的不誠實を不可歸入した類似なヘッカの罪例がある。People v. Jaffe, (1906) 18 N. Y. 497. cf. Paulsen & Kadish, Criminal Law and Its Processes, 1962, p. 474.
- (5) ペンスー・タムス社の専門の法理と取扱い R. v. McDonough, (1962) 47 Cr. App. R. 41. ただし、独立教諭院の事例のため、右法理の適用はなかつた。
- (6) 罪刑法定主義とのべ Hall, op. cit., p. 586. 木村龜二「英米刑法の罪刑法定主義」刑法雑誌[卷11] (昭11) 100 | 頁以下 大野真義・罪刑法定主義(留用) | 頁以下等参照。
- (7) R. v. Miller and Page, (1965) 49 Cr. App. R. 241.
- (8) R. v. Curbishley and Crispin, (1970) 55 Cr. App. R. 310.
- (9) 現在は、一九六七年墮胎法 (Abortion Act 1967) が施行 cf. Smith & Hogan, Criminal Law, 5 ed., 1983, pp. 345-349.
- (10) したがつて、胎児を母体から離す行為が罰せられる。Cross & Jones, Introduction to Criminal Law, 8ed., p. 193. たゞ、胎児殺 (Child Destruction) は一九二九年胎児生命(保護)法 (Infant Life (Preservation) Act 1929) 1 条に規定される。cf. Cross & Jones, op. cit., p. 175. たゞ、前掲書一九二九年参照。
- (11) R. v. Isaacs, (1862) 169 E. R. 1371, R. v. Cramp, [1880] 5 Q. B. 307.

(12) R. v. Osborn, (1919) 84 J. P. 63.

(13) 同審判では、やむに懷胎の婦女の墮胎企行の教唆については、無罪とされた。

(14) ジ・ウーリアムズは、同判決を事実的不能の事案のみならず、手段・方法の絶対的不能を認めだものと評価した。G. Williams, Criminal Law, 1ed., p. 501, 2ed., p. 651.

(15) G. Williams, op. cit., 1ed., p. 441, 2ed., p. 638.

(16) R. v. Brown and Others, (1899) 63 J. P. 790. 同判決は懷胎の婦女の墮胎未遂と墮胎企行を教唆したグラウンに五八条の教唆罪を認めたが、なぜ元来、独立教唆罪は教唆された犯罪が遂行されなくても成立すると解もれていた。(See phen, Digest of the Criminal Law, 6ed., 1904, art. 48.)

(17) R. v. Rowsell (unreported), cf. [1970] Crim. L. R. 18-19.

(18) cf. English, "Did he think it would do the trick?", [1970] Crim. L. R. 18, n. 24, G. Williams, Textbook of Criminal Law, 1ed., 1978, p. 402.

(19) ローゼル事件判決は、オズボーン事件判決を変更する形で、成功しなかった。なぜ、ローゼル事件判決の陪審員は、被告人に無罪評決を行なった。cf. [1970] Crim. L. R. 19.

(4) 以上のようだ、判例は、事実的不能については態度がわからだ。では、このよだんな判例法の形成に、学説はどのように対応したのであらうか。未遂のアクトス・レウスを客観的に認定し、不能未遂について不可罰的態度をとる判例は、べつかえし指摘するようだ。クロフィールド事件判決以来の未遂法の伝統を破るやうであった。そのため、概ね学説からの批判を受けたが、なかへた。しかし一方、法律的不能の場合にも可罰性を拡大するに疑義が投じられるようになり、一つの論争へと発展した。そこで、この論争をふれしで学説の対応をみる。

論争は、一九六一年の THE CRIMINAL LAW REVIEW <sup>(1)</sup> で、通説を代表するジ・ウイリアムズの見解に、

C・スミスが批判を加え、さらにG・ウェイリアムズがこれに反批判を加えるかたちで行なわれた。

G・ウェイリアムズの見解<sup>(2)</sup>を要約すると、彼は、行為者の「社会的危険性」(social danger)を抑止すべきだとする観点から、メンズ・レアが存在すれば、法的、道徳的、社会的に無害な行為を未遂のアクトス・レウスとみなしうる（それゆえ、犯罪の遂行は可能である必要がない）。未遂のテストを、メンズ・レアに基づき、事実が行為者の信じたとおりのものであれば犯罪となる行為に着手したかどうかに求めた。G・ウェイリアムズは、この主観的テストにより、社会的危険性のない迷信犯や幻覚犯などを除いて、不可罰的不能未遂は認められないとした。したがって、法律的不能も可罰対象となる。というよりもむしろ、彼は、法律的不能といわれるものが実は一定の行為事情に関して錯誤し、意図の達成に失敗した点で、事実的不能にはかならないと考え、両者の区別を否定するのである。<sup>(4)</sup>彼によれば、真の意味での法律的不能は幻覚犯に限定されなければならない。<sup>(5)</sup>こうしたG・ウェイリアムズの説が、こんにち通説化している<sup>(6)</sup>。

これに対し、J・C・スミスは、未遂においても刑法によって「それじたいにおいて禁止された」(forbidden in itself) アクトス・レウスがなければならないとする基本的視座から、G・ウェイリアムズが完成した行為が完全にイノセントな場合にまで、犯意を顕現する行為が存在すれば未遂を認めてよいとするのは、不当な未遂法の拡大であると主張した。そうして彼は、可罰未遂と不可罰的不能未遂の新たな限界設定を試みた。<sup>(7)</sup>それは、すでに論争の五年前の論文<sup>(8)</sup>においても披瀝されていた。彼の見解を要約すると、不能未遂は二つの類型に分れる。第一に、行為者が行為を完成し「目的」(purpose)を達成したが、帰責条件として犯罪の定義により要求される行為事情（真の行為事情pure circumstances）が欠缺したため、達成した「目的」が犯罪とならない場合には、未遂の成立余地はない。第二

に、結果の発生に必要であり、それなくして犯罪のアクトス・レウスの基本的構成要素たる結果が発生しない行為事情（結果的行為事情 *consequential circumstances*）が欠缺したため、行為者が「目的」の達成に失敗した類型では、達成されれば犯罪が成立するから未遂となる。たとえば自分の傘に対する窃取の事例では、他人の傘と信じた当該の傘を持ち帰った点で行為者は目的を達成したが、窃盗罪に明記された「他人の財物」という真の行為事情が欠缺したため、達成した目的が犯罪とならないから第一の類型に該当し未遂は成立しない。一方、空ポケットに対するスリの事例では、財物が欠缺したため窃盗目的の達成に失敗したが、達成されれば窃盗罪が成立するから第二の類型に該当し、窃盗未遂となるというわけである。こうして彼は、法律的不能の場合を不可罰とし、不可罰判例に理論的根拠を与えたほか、客体の不能や手段・方法の不能の場合を可罰未遂とし、リング事件判決以来の判例の態度を支持したのである。<sup>(11)</sup>

しかし、G・ウィリアムズは、分類のポイントとなる「目的」は一つの意義だけに限定しえないことを指摘し、分類の理論的欠陥をついた。<sup>(12)</sup>なぜなら、自分の傘を窃取した者の目的は他人の傘の不法取得であるので、彼は目的の達成に失敗したともいえるし、反対に既述のヘンスラー事件判決の犯人は、J・C・スマスによれば相手を欺罔できなかつた点で目的の達成に失敗したというが、彼の目的は欺罔による金銭の取得であるので、金銭を取得した点で目的の達成に成功したともいえるからである。

以上の論争は、結局、自分の傘を窃取したような者を行為者の反社会的危険性の観点から処罰すべきか、それとも彼を不可罰としても未遂法の厳格解釈を守るべきかの問題に集約できよう。J・C・スマスの未遂法の厳格解釈の努力は、罪法定主義を維持するうえで評価でき、不能未遂規定の政府原案に影響したが、犯罪予防政策の観点から未

遂法を拡張解釈する通説に対する抗争の力をあたなかつた。

(一) J. C. Smith, "Two Problems in Criminal Attempts, Re-Examined-II", [1962] Crim. L. R. 212, G. Williams, "Criminal Attempts-A Reply", [1962] Crim. L. R. 300.

(2) G. Williams, Criminal Law, 1ed., 1953, pp. 487-503, 2ed., 1962, pp. 633-653.

(3) もとより「シ・カ・マ・ト・マ・バ・ゼ」罪論法規が罰則の程度を厭求してはゐない、それが違法されば不同罪とする。G. Williams, op. cit., 1ed., p. 490, 2ed., p. 637. ひなびて、従来の見方からすれば法律的不能となつ。本稿七頁注(2)参照。

(4) ダムベゼ「一ノ・タ・ハ・ル・ハ・ソ・シ・事・件・罪・決・ド・ゼ」被出ソシが斯談西洋なしを重量以トと信じた事実に基いては、彼等は犯罪の既遂に止むなく未然を踏み出すに至りたるが、既遂に止むなかつたものだ。斯談西洋なしに適正重量語がハド・ス・ル・ハ行為事種止ムトと翻訳したからである。G. Williams, op. cit., 2ed., p. 649.

(5) G. Williams, op. cit., 1ed., p. 491, 2ed., p. 633. たゞ、1堅ドゼ Legal Impossibility と表現してはが、11堅ドゼ Attempting a non-existent Crime と表現せざるを以テ。もとより一九七八年のトサベニア・クドゼ abstract legal impossibility と表現しては。Textbook of Criminal Law, 1978, p. 398.

(6) H. L. A. Hart, "The House of Lords on attempting the impossible", Crime, Proof and Punishment; Essays in Memory of Sir Rupert Cross, 1981, p. 1, Brett, An Inquiry into Criminal Guilt, 1963, p. 124, Hall, General Principles of Criminal Law, 2ed., 1960, p. 598, e. t. c.

(7) J. C. Smith, supra, p. 222.

(8) J. C. Smith, "Two Problems in Criminal Attempts", (1957) 70 Harv. L. R. 424. たゞ、宗国・前掲論文九頁以下。

(9) 「田畠」の意義止ム「田畠の範囲の外に在るが、決して必然的に田畠にならぬ。未遂は本質的に田畠の隣シト・クゼ」の説明だ。J. C. Smith, supra, [1962] Crim. L. R. 217. ふたゝじの説明だ。ハドゼ「田畠」の「範囲」の違ふが不明瞭である。

(10) パーナー・ダルトン事件判決が、販売目的を達成したが最高許容価格を越えて販売するから「眞の行為事情」が欠缺する事例、ナッシュ事件判決は投与したものとの物を投与した点で目的を達成したが、なんら犯罪を犯した

、」の事例とみなされる。

- (11) たお、J・C・ペース自説を教科書の四版までは踏襲してたが (Smith & Hogan, Criminal Law, 4 ed., 1978, p. 256.)<sup>5</sup> 五版で変更した (5 ed., 1983, p. 263.)<sup>6</sup> 理由は、本稿 101 頁参照。
- (12) G. Williams, supra, [1962] Crim. L. R. 301. 同上、宗岡・前掲論文 111 頁。
- (13) J. C. Smith, supra, [1962] Crim. L. R. 215.

### III 不能未遂規定立法化の動き

一九六五年法典編纂委員会法 (Law Commission Act 1965) による法改革のための機構として、法典編纂委員会<sup>(1)</sup>が設立されて以来、未完成犯罪の一般原則化を行なう目的で、未遂罪は、共謀罪、独立教唆罪とともに、ロモン・ローラー上の犯罪から成文法上の犯罪となるための法改革の対象となつた。そこで同委員会は、以上の不能未遂に関する判例・学説の動きに対応して、不能犯論の立法的解決をはからうとした。<sup>(2)</sup> 一九七三年六月五日、同委員会が組織する検討委員会は、未完成犯罪の一般原則に関するワーキング・ペーパー五〇号を公刊した。

そのなかで、同委員会は不能未遂に関する従来の判例・学説を論評し、客観説は主に「法益の危殆化」(danger to the interest) を問題とし、主觀説は行為者の「道徳的な罪」(moral guilt) を重視するが、後説を採用すべきだす  
<sup>(4)</sup> る。その理由は、犯罪目的の達成に向けて全力を尽した者は、再犯防止の観点から処罰に値するからであるとする。

これに対し、客観説を採用しない理由は、客観説を厳格に適用してしまって、およそ結果が不能である場合には未遂犯を適用でかなくなる、「アメリカを含むヨモン・ローの諸国やヨーロッパの通説・判例の流れと合わない」<sup>(5)</sup>、絶対的不能と相対的不能との区別は不十分で、適切な基準でないとの二点に求められる。<sup>(6)</sup>

やがて、検討委員会は、主觀説の立場から詳細な判例分析も理論研究も的確な法的ルールを決定する目的をはたし  
イギリスにおける不能犯論の動向

えないとし、従来の判例や仮設事例を利用して、次のような規定を提示した。<sup>(7)</sup>

(i) 使用された手段が、犯罪の遂行に事実上不適切であつても、行為者は未遂犯の罪責を負うものとする。

(ii) 次の事情が存在しても、行為者は未遂犯の罪責を負うものとする。

(a) 犯罪の対象となる人がすでに死亡し、または存在せず、もしくは備えていると信じる（犯罪に必要な）性質を欠く場合、

(b) 犯罪の対象となる財物が存在せず、もしくは備えていると信じる（犯罪に必要な）性質を欠く場合。

(iii) 以上を除いて、当該犯罪につき法律上要求された要素の不存在のために計画した犯罪を犯しえない場合、行為者は未遂犯の罪責を負わない。

(iv) 前三項で述べられた原則は、独立教唆罪、共謀罪にも適用される。

同規定の趣旨を簡単に説明すると、(i)は無害物の投与も含め、およそ手段・方法の不能が不可罰的事由にならないとする。<sup>(8)</sup> (ii)の(a)、(b)はそれぞれ客体たる人ないし財物の欠缺、もしくは贈賄の相手方が公務員でなかつたとか收受した財物が盗品でなかつたなど犯罪の成立に必要な「性質」(characteristic)の欠缺は、未遂の成立を妨げないとする。<sup>(9)</sup> (iii)は強姦犯人が自分を一五歳と誤信したが、犯罪能力のない一三歳であったなど、主体の不能の不可罰性を規定する。<sup>(10)</sup> (iv)は、不能未遂に関する以上の原則が、犯罪の遂行が不能な事案に関わる独立教唆罪や共謀罪にも適用されるとする。このように検討委員会は、従来可罰性に関して争いのあつた規範的な要素の欠缺や無害物投与の事例を可罰的とする規定を提示することなどにより、不能犯論の立法的解決をはかろうとした。

しかし、検討委員会が自認するように、右の規定は十分な理論的検討をへて設定されたものではないため、曖昧な

点をのこした。そのため、同規定の犯罪事実に関する理論的分析が実務上適用困難であり、不確実な判定をもたらす危険があるとする批判が出た。<sup>(11)</sup> たとえばペーシー・ダルトン会社事件判決の事実は(ii)の(b)に当るが、同委員会はこれを有罪とするために、「財物の量は財物の性質とみなしうる」と説明する。しかし、これは「裁判所に受け入れられる前に、立法府により支持される」とが必要な分析<sup>(12)</sup>である、と。「性質」という抽象的表現になる」とは立法技術上避けがたいであろうが、それが内包する意味の範囲を明確にしておかなければ、具体的な事案において困難な解釈問題が生じることにならう。

このように、同規定は理論的に不明確な部分を残したもの、これがいつたん採用されれば不可罰的不能未遂を認めない原則が確立するのであるから、不能未遂に関する諸説を不要にする力をもつことになったであらう。しかし、以上の立法提案が出された矢先、それと真向から対立するスミス事件上院判決が出たのである。

- (1) 法典編纂委員会の構成や機能については、下山瑛二「イギリスにおける最近の法典化」比較法研究三一号（昭四五）一八〇頁以下、堀部政男「法改革の歴史と展望」比較法研究三七号（昭五〇）九八頁以下、大谷・前掲書一一一五頁、新井正男・イギリス刑法の基礎（昭五六）三五七頁以下参照。
- (2) 大谷・前掲書一四頁参照。
- (3) The Law Commission, Working Paper No. 50; Codification of the Criminal Law General Principles Inchoate Offences Conspiracy, Attempt and Incitement, 1973.
- (4) Para. 128.
- (5) Para. 129. 刑罰が予測かねのせ、犯意にあらわれた社会的危険性を示す行為が行なわれたとわざわざある。Para. 68.
- (6) Para. 128.
- (7) para. 130.

- (8) para. 131, c.
- (9) para. 131, a, b, d, e, f, g, h.
- (10) cf. Temkin, "Impossible Attempts-Another View", (1976) 39 M. L. R. 57, 59-60.
- (11) Buxton, "The Working Paper on Inchoate Offences: (1) Incitement and Attempt", [1973] Crim. L. R. 672. 色  
トマサハの批判がおほ。 Temkin, supra 60, Temkin & Zellick, "Attempts in English Criminal Law" (1974) 1 Dal-  
housie, L. J. 594-595.
- (12) Working Paper, p. 97, n. 216.
- (13) Buxton, supra, p. 672.
- (14) Buxton, supra, p. 673.

#### 四 ホームズ対スミス事件上訴判決と学説の対応

(1) 最初に、スミス事件そのものを紹介しよう。起訴犯罪事実は、以下のとおりである。

事件は、一九七一年九月に発生した。被告人ロジャー・ダニエル・スミス (Roger Daniel Smith) も、リヴァプ  
ールの某商店から盗まれた大量のローンマートをロンドン地区において売却処分する意図をもつて、それがロンドン  
に搬送されてくれるのを待っていた。しかし、搬送車が途中で積載過剰の疑いで検問を受けた際、本件犯行計画が露見  
してしまった。警察官は右盗品を押収したうえで、被告人をワナにかけて逮捕するため、運送人に変装するなどシ  
エロングに向かって、そして、予定どおり到着したと信じた被告人が荷解行為に着手したところを逮捕したところ  
事案である。

右の事実に対し、ホームズ警察署長 (J. Haughton, Chief Constable) は、被告人を一九六八年窃盜法111条1項  
の盜品闇与罪<sup>(2)</sup> (handling stolen goods) の未遂および運送人の盜品闇与の共謀の罪で起訴した。しかし、共謀罪

の点につき運送人が有罪にならなかつたことなどから、スミスにも無罪評決が出た。<sup>(3)</sup>したがつて、もっぱら盜品関与罪の未遂の成立の有無が問題となつた。ところで、同法二四条三項前段は、「いかなる財物も、それが元の所有者に返還されるか、または第三者の合法的な占有ないし管理下に置かれた後は盜品とはみなされない。」と規定する。本件では、当該財物は犯行時点ですでに警察の法的管理下にあるため、盜品性を欠く。しかし、同法二二条一項は「人は（窃盜を働いている場合を除いて）それが盜品であることを認識したは信じて不正に財物を收受し、もしくは他人の利益をばかり、不正にその保管、移動、処分、現金化を引き受けないし援助し、またはこれらを手配すれば、盜品に関与したものとみなされる。」と規定する。それゆえ、盜品と誤信して不正に売却処分しようとした本件行為は、盜品関与罪の未遂になるかが問題となる。

一九七二年九月二八日、リヴァプール刑事裁判所は、問題を積極に解し、有罪評決により、被告人に一年の拘禁刑を言渡した。<sup>(4)</sup>これに対し、被告人側は、犯罪事情が法律上、既遂犯を遂行しえないような場合には未遂も成立しないこと、当該財物がすでに法的管理下におかれているため、盜品関与罪の未遂は成立しないことを理由に控訴した。

一九七三年三月二九日、控訴裁判所刑事部のウェイジエリー首席裁判官（Lord Widgery CJ）他二名は、控訴を認めて次のように判示した。

「所為が犯罪であると信じて計画し、実行する者は、所為が法律上全く犯罪にならないことが明らかになれば、未遂犯の罪責を負わない。したがつて、財物に関与した時点でそれが実際に盜品性を欠いてしまつて以上、被告人は盜品関与罪の未遂の罪責を負わない。」

ウェイジエリー首席裁判官は、本判決にパーシー・ダルトン会社事件判決の法理を適用した。<sup>(5)</sup>彼は、必ずしも明確な

根拠づけをしていないが、可罰的な事実的不能と不可罰的な法律的不能との区別を認め、後者を可罰的とみなす最近の判例の流れをかえる端緒を開いたのである。」のことは、本判決の直後に発表されたワーキング・ペーパーの原則と対立する。しかし、検討委員会は、本判決が同原則と異なる結論を示し、上告されたと簡単に言及するにとどめた。<sup>(6)</sup> 最近の判例や立法提案の傾向から、本判決は上告審で覆われると考えられたからであらうか。

- (1) R. v. Smith, [1973] 2 All E. R. 896, Haughton v. Smith, [1973] 3 All E. R. 1109.
- (2) cf. J. C. Smith, The Law of Theft, 3 ed., 1977, paras. 362-379. ペナントーム・前掲書 1五六頁以下、十二頁正11「マギリスの新『盜法』」<sup>ト</sup>、<sup>ト</sup> 警察研究団〇巻九号（昭四四）三〇頁以下、回一〇号四五頁以下。
- (3) [1973] 3 All E. R. 1112, 1124.
- (4) たゞ、ベニスカ一九七九年七月一一日、バーケハム巡回裁判所で取扱った窃盜罪による拘禁刑一年執行猶予三年の懲渡を取り消された。
- (5) 比諸審判決は、もとの本件と類似の事案より、ペーンー・ダルトン会社事件判決の法理にしたがつた一九七〇年の「ヒーリー事件判決 (R. v. Donnelly, [1970] N. Z. L. R. 980.) を適用してゐる。
- (6) Working Paper, No. 50, p. 95, n. 213.
- (2) 一九七二年一一月一一日、上院のルンチャム大法官 (Lord Hailsham of St Marylebone LC)、ラード裁判官 (Lord Reid) 他三裁判官は、全員一致の意見で上告を棄却して、次のようないべく判示した。
- 「人が、犯罪を犯す目的で踏み出した一步が、成功裏に達成されれば当該犯罪の既遂となる状況においてのみ未遂犯の罪責を負うにすむだ。一定の行為を行ふのが犯罪になると認信して実行した者は、既遂にいたる一步を踏み出しえいないから、未遂犯の罪責を負わない。」
- 一九六八年窃盜法一二条該当の犯罪が成立するためには、当該財物はそれに関与する時点で盗品でなければならぬ

い。被告人がそれを盗品であると信じたことは関係がない。それゆえ、被告人が関与した財物が盗品でなければ、盗品関与罪の未遂の罪責を負わない。」

本判決は、不能未遂に関するはじめての上院判決であるとともに、行為時点で盗品関与罪の成立に必要な財物の盗品性が欠缺すれば、被告人が盗品と誤信して関与行為におよんでも、「既遂にいたる一步を踏み出していないから」未遂も成立しないという法理を開拓して、法律的不能の可罰性に関する従来の判例の争いを解決した点で重要な意義を有する。しかし、本判決の意義はこれにとどまらない。上院は、法廷意見のなかで、右の結論を導き出すために不能未遂の類型全般に検討を加え、客観主義的観点に基づく未遂のテストを設定し、傍論ながら無害物の投与や客体の完全な欠缺に絶対的不能を認めるなど、未遂の成立を限定する法理を開拓した。とくに客体の不能は、リング事件判決により解決済みとされてきた領域だけに、上院の見解が注目される。主観主義的観点に基づく不能未遂規定の立法化作業が進展するなかで本判決が登場したことは、学界や法典編纂委員会に驚きを与え、不能未遂に関する論議を高める契機となつたのである。

では、いったい上院はどのような法理を開拓したのであろうか。次に、その具体的な内容と批判論をみてみよう。

(3) ヘルシャム大法官は、従来の客観主義的な立場をとった判例や学説に依拠しつつ<sup>(1)</sup>、第一に未遂成立の基本原則として、次の三つのテストをたてた。

- ① 犯罪遂行の意図だけでは未遂にならない。
- ② 意図またはメンズ・レアに加えて、妨げられなければ既遂となるような行為の一部となるよう意図され、実際にその一部となる明白な行為が存在しなければならない。

③ 未遂となる行為は、単なる予備を越え、既遂に近接していなければならない。

以上のテストの趣旨を説明すると、①は「意思是行為とみなす」という既述の古い原則のアンチ・ティーぜである。本件では、盗品関与の意図だけで未遂とならない。もともと、従来から未遂の成立には犯意をともなう明白な行為の存在が要求されるので、①は不適切な警告であると批判されるよう<sup>(3)</sup>に、犯意だけで未遂とならないということは、自明の理となっている。②はスティーヴンが行なった未遂の定義<sup>(4)</sup>を借用するもので、未遂の成立条件として、犯意と「妨げられなければ」すなわち、結果の発生を妨げる外部的要因<sup>(5)</sup>がなければ既遂となるような行為の一部が必要であるとする趣旨である。客観的なアクトス・レウスを必要とする点で、通説と異なる。本件行為は、関与時点で当該財物が盗品性を欠いているため、既遂となるような行為の一部と認められないというわけである。最後に、③は近接性の要件である。ただし、同要件は、近接の事実や程度の難解な問題が生じるという理由で、本件の解決に適用されなかつた。<sup>(6)</sup>

ヘルシャム大法官は、第二に、右の三つの基本テストから未遂類型を次の六つに分けた。<sup>(6)</sup>

- (1) 行為時点において犯意を翻したので、メンズ・レアが欠け、行為が予備の段階のため既遂と直結しない場合、未遂は成立しない。
- (2) メンズ・レアおよび犯罪と直結した行為がある場合、未遂が成立する。
- (3) 既遂に必要な行為がなんらかの外部的な力により妨げられる場合、未遂が成立する。
- (4) 手段が不適切、不十分のため、犯罪を完成しえない場合、未遂が成立する。
- (5) 意図した行為を完成しても、未遂犯の訴追に対応する類型の犯罪がなんら犯されたことにならない場合、未遂は

成立しない。

(6) それ以上完成しないが、たとえ完成しても犯罪とならない所為にいたる一歩は、当該犯罪の未遂とみなされない。各類型の趣旨を説明すると、(1)から(3)は争う余地のない未遂成立の基本原則である。(4)から(6)が、不能未遂に関する類型である。(4)は単なる手段の不適切、不十分さは未遂の成立を妨げないとする。(5)は客体の完全な欠缺や、手段が全く無害な場合に絶対的不能を認める。空ポケットのスリや、砂糖による殺人企行などが不可罰となる。(6)は各罰条に明記された犯罪の成立に必要な構成要素が欠缺する場合に、法律的不能として不可罰とする趣旨であり、パーク・ダルトン会社事件判決の法理に倣ったものである。このように、彼は我々の純客観説ないし構成要件欠缺論に類似した可罰未遂の限界基準を設定し、未遂の成立範囲を限定した。彼の設定したテストは、他の裁判官からも支持され、上院の見解となつた。

しかし、上院のテストは、通説の側から徹底的に批判されることになった。批判は、およそ次の三点に集約できる。第一に、上院のテストは「妨げられ」たことだけを原因に失敗する未遂にしか適用できず、不適切であるとする。<sup>(7)</sup>批判の趣旨は、次のとおりである。未遂の成立条件として上院が設定した(2)のテストは、「妨げられなければ」という要件が必要なので、誤った角度に向けて発砲したため相手を撃ちそなつたとか、致死量不足の毒物投与など手段の誤りや不十分さの事例には適用しえない。なぜなら、このような事例は妨害が原因ではなく、最初から失敗するよう運命づけられている一歩にすぎないものだからである。上院は未遂を認めるが、それならば同事例が妨害を原因に失敗する形態のものであるということを証明しなければならない。この批判は、結局、右のような事例は客観的には無害なのであるから、未遂の可罰理由を、「犯人が犯行の一部となるよう意図し、信じた」ことに求めるしかないとす

るわけである。上院がこのような主観的テストを採用しない立場をとるのであれば、(4)のテストによって単に手段の不適切、不十分さは未遂の成立を妨げないとするだけではなく、より積極的な可罰理由をあげるべきであつたようと思われる。

第二に、絶対的不能の基準となる(5)のテストは、基準が広すぎること<sup>(8)</sup>、「意図した行為を完成し」たかとの問い合わせに反対の解答が可能であり、いずれも等しく真実であるからルールとなりえないことが指摘された。<sup>(9)</sup>前者の批判によれば、(5)のテストをたとえば射程外への発砲行為の事例に適用すると、意図した行為を完成しても謀殺や傷害の結果を実現しないのであるから、可罰未遂を認めるのはおかしい。射程外への発砲行為も無害物による殺人企行も、意図した行為を完成しても結果が発生しない点で両者を区別しえないのであるから、前者を未遂、後者を不可罰的不能未遂とするのは恣意的であるというわけである。もともと、前者について、上院は被害者が「危機一発、ちょうど射程外のところ」<sup>(10)</sup>にいたというように、時間的空間的な可能性を問題にしているから、必ずしも恣意的な区別であるとはいえないようと思われる。次に、二つめの批判は、たとえば死体に対する殺人企行では、一方で被害者の身体に弾丸を撃ち込んだという点で意図した行為を完成したといえるが、他方で被害者の死を惹起することに失敗したという点で意図した行為を完成したことにならないともいえ、結局、両者の表現が可能である以上、真実の半分しか述べないルールであり不適切であるとする。しかし上院のように、意図した行為の完成の意味を、意図した犯罪結果ではなく、行為者の達成した目的（たとえば被害者の身体に弾丸を撃ち込んだこと）に限定することじたい、一義的限定の合理的な根拠づけが必要であるにせよ、必ずしも不当ではないだろう。

第三の批判は、事実的（物理的）不能と法律的不能との区別は不適切であるとするものである。<sup>(11)</sup>批判の根拠は二つ

ある。一つは、事実的不能を絶対的不能と相対的不能に区別するのを恣意的であるという点である。たとえば発砲した弾丸が被害者の胸ポケットのシガレットケースで止まるのは、殺害に対する事実的または因果的に不能であるが相対的不能とされ、他方、空ポケットのスリは絶対的不能とされるが、金銭が入っておれば成功した点で相対的不能ともいえるから、両者の区別は恣意的である。この批判は以前から繰り返されており、条件のおき方が確立されていないため生ずる。その二は、たとえば空ポケットのスリも自分の傘の窃取も、「他人の財物」が欠缺する点で実質的に同じだから、事実的不能と法律的不能との区別が不能の実質的同一性を隠蔽すると批判する。しかし、後者は取得した財物の他人性を問うのであるから、行為態様の相違の点で、前者との区別は可能であろう。

以上のように、上院は従来の事実的不能と法律的不能との区別に関する議論を凌駕しえなかつたが、かつて否定された絶対的不能の抗弁、また最近否定される傾向にあつた不可罰的法律的不能の抗弁を再興しようとした。では、それらを再興しようとする根拠は、いったい何に求められるのであらうか。

- (1) ルシャム大法官が依拠した判例・学説は、[1973] 3 All E. R. 1111-1119. を参照されたい。
- (2) [1973] 3 All E. R. 1114.
- (3) H. L. A. Hart, op. cit., p. 8.
- (4) 本稿六六頁注 (1) 参照。
- (5) これに対し、リード裁判官は「事情により犯罪が不能になれば、行為は決して犯罪に近接しない」として、近接性テストを適用した。[1973] 3 All E. R. 1121. 反讐として、H. L. A. Hart, op. cit., p. 15.
- (6) [1973] 3 All E. R. 1115-1118. 六つの分類に分ける方法は、リバージーランドのムネリー事件判決におけるターナー裁判官のやれど依拠して、N. Z. L. R. 990-991.
- (7) H. L. A. Hart, op. cit., pp. 4-6.

- (∞) H. L. A. Hart, op. cit., p. 6.
- (σ) G. Williams, *Textbook of Criminal Law*, 1978, p. 395, Dennis, "Preliminary Crimes and Impossibility," (1978) 31 C. L. P. 35.
- (Ω) [1973] 3 All E. R. 1115.

(11) G. Williams, op. cit., p. 395, H. L. A. Hart, op. cit., pp. 12-14.

(12) G. Williams, *Criminal Law*, 1 ed., p. 501, 2 ed. p. 651, Turner, "Attempts to Commit Crimes", (1934) 5 Camb. L. J. 246.

(4) 上院が客観的テストを設定する根拠は、三つある。本件のような事例について、未遂のアクレス・ラウスを客観的ではなく、行為者の認識した事情に基づいて判断し可罰未遂を認めると、第一に、裁判所が立法府により認可やれていない新しい犯罪類型を作り出す結果となり<sup>(1)</sup>、第二に、その处罚は行為者の犯意に向けられたものとなる。<sup>(2)</sup>第三に、反対に客観的な判断により不可罰的不能未遂を一定程度認めたにせよ、それによって少なくとも理論上、多くの悪党がのがれる」とは事実だが、通常、他の犯罪で適切に訴追である。

以上の根拠を説明するも、財物の盗品性などアクレス・ラウスの重要な要素が欠缺したにもかかわらず、主観的テストにより未遂を認めるべく、立法府が未遂まで处罚する」とを決定していくが明らかでない行為を处罚する」とになる。それは罪刑法定主義の原則に反し、法的非難と道徳的非難を混同する結果となる。また、その場合未遂を認めると、行為者の犯意に基づいて处罚する」とになってしまふ。一方、客観的テストによる不可罰的不能未遂の拡大は、通常、他の犯罪が同時に成立するのであるから、处罚の必要性という刑事政策的要求にも合致しているとする趣旨である。

しかし、以上の各根拠は、学説の批判対象となつた。まず、第一の根拠はいわゆる幻覚犯には妥当するが、偶然に法的構成要素が欠缺した類型には妥当しないとする批判がある。<sup>(4)</sup> コモン・ローたる未遂法は長い伝統により確立され、客体の欠缺など法的構成要素の偶然の欠缺は未遂の成立を妨げず（たとえば、リング事件判決）、立法府もその伝統に基づいて犯罪規定を制定しているのであるから、幻覚犯の場合を除き、未遂処罰は罪刑法定主義に反しないというわけである。しかし、少なくとも法律的不能についてはこれを不可罰とし、罪刑法定主義を維持した先例が存在するのであるから、右の批判は必ずしも適当でない。

次に、未遂は単なる犯意だけではなく、明白な行為の存在を要求するから、第二の根拠は誤っているとする批判がある。<sup>(5)</sup> 主観的テストも、犯人が結果発生に必要だと信じた行為におよばないかぎり未遂を認めないので、犯意だけを处罚するわけではないからである。さらに第二の根拠は、アクトス・レウスとメンズ・レアとの内部関係を正しく評価したものでないと批判される。<sup>(6)</sup> 通説によれば、未遂のアクトス・レウスは、既遂と異なり外部的行為が直接確認できず、間接的に犯人の意図を知ることにより確認できるのであるから、上院が主観的事情を未遂のアクトス・レウスの決定要素とはみなしていないことが批判されるのである。上院のテストは「意図した行為」を問題とするから、未遂行為がどのような意図でなされたかを考慮してはいる。しかし、行為が結果発生に適したものかどうかは、行為者の認識だけではなく、事後の、客観的に判断するため、意図が軽視される結果になる。このように、未遂の意図に関する問題は、我々と共通している。

最後に、第三の根拠は、イギリスの訴追機関の資質について、余りにも楽観的な見方に基づいていると批判される。<sup>(7)</sup> その理由は、他の犯罪で有罪となる可能性を求めるのは偶然に頼ることであって、多くの場合その可能性はないから

であるとする。しかし、スミス事件上院判決では、一審で共謀罪が不間に付された」とを疑問視する法廷意見が出だり<sup>(8)</sup>となく、他の犯罪の成立可能性を認める見解もみられる。<sup>(9)</sup>

以上の以上、上記の通説の対立内容が明らかとなつた。次に、それぞれの見解の基礎となる未遂の実質的处罚根拠をみてみよう。

- (1) [1973] 3 All E. R. 1112 (Hailsham), 1119 (Reid). なお、木村(龜)・前掲論文一八頁は、イギリス刑法では、「裁判における犯罪の範囲を越えて精神が強く確立」されたると指摘する。
- (2) supra, p. 1121 (Reid), 1122 (Morris).
- (3) supra, p. 1119 (Hailsham).
- (4) G. Williams, Textbook of Criminal Law, 1978, pp. 398-399.
- (5) H. L. A. Hart, op. cit., p. 17.
- (6) H. L. A. Hart, ibid.
- (7) H. L. A. Hart, op. cit., p. 19.
- (8) [1973] 3 All E. R. 1112 (Hailsham), 1124 (Dilhorne).
- (9) ブラッヒーによれば<sup>(10)</sup> たゞ死体に対する銃殺行為では銃砲不法所持罪、建造物侵入窃盗で目的物が存在しない場合には建造物侵入罪が成立するなど多くの事例で他の犯罪が成立する<sup>(11)</sup>。Brazier, "Reformation of Criminal Attempts", [1974] 37 M. L. R. 334.

## 五 未遂の実質的处罚根拠

通説が原則的に不可罰的不能未遂を認めない理由は、主として<sup>(1)</sup>ある。第一に、偶然の事情によりアクレス・ニュースの重要な要素が欠缺した場合に处罚されない幸運者が生れるに対する嫌悪感があるからである。第二に、抑止

の観点からは、「犯意を実現するために全力を尽した不能な行為者は、明らかに可罰未遂が認められる行為者と同程度の処罰に値する。<sup>(3)</sup>」からである。この観点によれば、両者に対する一般的ないし個別の抑止効果は等しい。なぜなら、予防機能は、一方で現実の未遂処罰によって一般人に威嚇を与える（一般予防）、他方で不能なことを行なう者の再犯を防ぐこと（特別予防）に働くからである。<sup>(4)</sup>

このように、未遂論の目的が予防にあるとする見方は従来から有力であり、犯人が犯意を近接した行為によって頭現すれば、法は個別的抑止に基づく犯罪予防のために干渉すべきだとする。<sup>(5)</sup>したがって、通説は犯意がもつ社会的危険性の顕現<sup>(6)</sup>に未遂の処罰根拠を求め、抑止の観点に適うように未遂法解釈を行なうのである。不能なことを試みた犯人が、成功的期待をもって行なう再犯は抑止されねばならないという理由で、不能は決して無罪の抗弁にならないと解釈されている。

これに対し、上院は抑止の観点に基づく未遂法の解釈規制に反対する。リード裁判官は、「死体に対する殺人企行犯人やスマス事件の被告人は処罰に値するかもしれない。しかし、ラディカルな法原則の変革（犯意に対する処罰）は、たとえ望ましくても導入されるべきでない。」（カッコ内筆者）と主張する。<sup>(7)</sup>彼は、抑止の観点から不能な行為者も処罰に値するにせよ、未遂法を抑止の道具として用いるべきではないと主張するのである。<sup>(8)</sup>上院は、未遂法は被告人の悪意や社会的危険性ではなく、過去の違法な行為に関わるべきことを強調する。<sup>(9)</sup>基本的に、未遂の処罰目的は応報に求められている。<sup>(10)</sup>すなわち、上院は、未遂の刑事責任を再犯可能な将来の行為ではなく、過去の違法行為について問い合わせ、犯意を実現する行為が客観的に結果発生に近接したことに未遂の処罰根拠を求めるのである。抑止の観点から未遂法を拡張解釈しなくとも、既述したように犯人は一般に同時に成立する他の犯罪で処罰されるから、未遂法

の限定期解釈は犯罪予防政策によく適応するのが、上院の見解となつてゐる。

次に、このよつたな上院の見解が、ベヌ事件判決以後の判例・学説に与えた影響をみよう。

- (1) 英米未遂法の実質的処罰根拠として、宗圖・前掲論文一七頁以下が詳しき。
- (2) Temkin, "Attempts: Another View", [1976] 39 M. L. R. 66. ハーマン・「邪悪な者が『幸運』や『邪悪な意図』の達成に成功したか「だらまじ」で刑罰をのがれるのは異議である」 ふたばの Gordon, The Criminal Law of Scotland, 1967, p. 149.
- (3) H. L. A. Hart, op. cit., p. 18.
- (4) H. L. A. Hart, Punishment and Responsibility, 1968, pp. 126-131, A. Ross, On Guilt, Responsibility and Punishment, 1975, p. 47.
- (5) Stuart, "The Actus Reus in Attempts", [1970] Crim. L. R. 519.
- (6) cf. Dennis, "Preliminary Crimes and Impossibility", (1978) 31 C. L. P. 41.
- (7) Working Paper, No. 50, para. 65.
- (8) cf. Dennis, ibid.
- (9) [1973] 3 All E. R. 1121.
- (10) Dennis, supra, pp. 42-43.
- (11) Dennis, supra, p. 43.
- (12) Temkin & Zellick, "Attempts in English Criminal Law", (1974) 1 Dalhousie L. J. 596.
- (13) [1973] 3 All E. R. 1119, Temkin & Zellick, supra, pp. 595-596.

## 六 ホームルーム事件上院判決以後の判例と学説

- (1) ベヌ事件上院判決が、それ以後の判決に與へた影響を、類型化すると次の如く。

第一に、法律的不能に関しては、上院判決が先例となつた。一九七五年のミーラス対リース事件判決<sup>(1)</sup>では、統制薬品の幻覚剤だと信じて人に供給したが、一九七一年薬物不正使用法 (Misuse of Drugs Act 1971) にいう幻覚剤でないことが後に明らかになつたという事案につき、統制薬品供給の罪の未遂の成立が問題となつた。裁判所は、スマス事件上院判決にしたがい、メンズ・レアはあるがアクトス・レウスが欠けるとして、不可罰とした。しかし、翌年のハッガード対マイソン事件判決<sup>(2)</sup>では、類似の事案であるが供給の申し出が問題となつた場合につき、申し出た時点で犯罪が完成するから、供給物が統制薬品であるか否かは申し出の罪の成立に關係がないとされた。供給の申し出じたいが同罪のアクトス・レウスだからである。

第二に、客体の不能につき、スマス事件上院判決の傍論で行なわれたリング事件判決の変更が現実のものとなつた。一九七五年のパーティントン対ウェリアムズ事件判決<sup>(4)</sup>は、社員が社長の机のなかにある財布から金銭を盗もうとしたが、財布のなかが空であったという事案について、右傍論にしたがい、犯罪の遂行が事実上不能であるから窃盜未遂でないと判示した。まさに客体の絶対的不能を認めたわけである。リング事件判決の変更が現実となつたことに、学界や訴追機関は落胆した。通説をはじめ、スマス・ホーガンも、ウェリアムズ事件判決が不必要的法の変更を行なつたと激しく批判した<sup>(5)</sup>。上院のディプロック裁判官 (Lord Diplock) は、落胆した訴追機関を安心させるために、一九七八年の公訴官対ノック事件判決<sup>(7)</sup>の傍論のなかで、ウェリアムズ事件判決はスマス事件上院判決の解釈を誤つたと批判し、さらに客体の不能の可罰理由をあげた。それによれば、スリは窃取の対象を特定の人、ポケット、財物に限定せず、しかも最初の被害者について失敗すれば、第二の被害者から窃取するであろうことは容易に推測できるから窃盜未遂が認められるという。しかし、通説の側からも、この見解は犯行が行なわれることが確実でない将来の被害者

に対して未遂を認める」とになる点で、近接性の要件を無視する結果になると批判され、説得力をもたなかつた。」<sup>(9)</sup> うしてウェーリアムズ事件判決を変更するためには、新たな立法をまつしか方法がなくなつた。<sup>(10)</sup>

第三に、手段・方法の不能については、とくに注目すべき動きはないが、一九七七年のファーランス事件判決において<sup>(11)</sup>、クラッチ板が焼けてしまつてゐるのに気付かず、飲酒酩酊した被告人が自車を発進させようとした行為について、飲酒運転の罪の未遂にあたるかが問われた。裁判所は、事実上発進不能だからスマス事件上院判決にしたがえば同罪の未遂は成立しないとする被告人側の主張を退け、クラッチ板が焼けるという事情が介入しなければ企ては成功していたであろうとして、同罪の未遂の成立<sup>(13)</sup>を認め<sup>(14)</sup>た。本判決は、スマス事件上院判決にしたがつても単なる手段・方法の不適切の事例にすれどもみなされたのである。

最後に、不能未遂と共犯との関係では、前掲の公訴官対ノック事件上院判決が、共謀して製造した物が統制薬品でなかつたという事例につき、実行すれば既遂となる行為の実行の合意がなかつたとして無罪を言い渡した。しかし、スマス事件の法理が二人以上の目的達成の合意だけで成立するコモン・ロー上の共謀罪にまで拡大適用されぬ」とはなつた。

- (1) Mieras v. Rees, [1975] Crim. L. R. 224.
- (2) Misuse of Drugs Act 1971, ss. 19 and 4 (3).
- (3) Haggard v. Mason, [1978] 1 All E. R. 337.
- (4) Partington v. Williams, (1975) 62 Cr. App. R. 220.
- (5) Smith & Hogan, Criminal Law, 4 ed., 1978, pp. 258-259. スミス＝ホーガンは、「空の右ポケットに入れたときは有罪とするのは馬鹿げて居る。」と批判する。

- (6) H. L. A. Hart, "The House of Lords on attempting the impossible"; Crime, Proof and Punishment (Cross), p. 3.
- (7) D. P. P. v. Nock, [1978] 2 All E. R. 654.
- (8) [1978] 2 All E. R. 657.
- (9) G. Williams, "Intent to Steal and Impossibility Rule", (1979) 29 New L. J. 1167, and "Compounding the Confusion in Inchoate Offences", (1978) New L. J. 725.
- (10) Smith & Hogan, op. cit., p. 259
- (11) R. v. Farrance, (1977) 67 Cr. App. R. 136
- (12) Traffic Act 1972, s. 6 (1).
- (13) リスム出発から評議會へとて 一九七七年のオランダ事件判決がおる。R. v. Neilson, [1978] R. T. R. 232. cf. [1978] Crim. L. R. 477.
- (14) 本判決はオランダの G. Williams, Textbook of Criminal Law (supplement to the first edition), 1979, para. 400.
- (15) D. P. P. v. Nock, [1978] 2 All E. R. 654. おお、不能未遂が共謀罪の成立に無因性であるとするが如く。R. v. Green, [1976] 1 Q. B. 985.
- (2) 次に、<sup>2</sup>事件上院判決が、学説に與せた影響をみてみよう。
- 上院判決の法理は、既述のように、通説による徹底した批判対象となつた。しかし、同法理を継承し發展する能者はほんと現われなかつたので、一方、通説による過度の未遂処罰は避けらるべくする認識があられるようになつた。やがて、通説も上院判決も不能犯論の極端な解決を導くとする観点から、両者の折衷的な解決を図る、各犯罪類型による保護法益 (protected interest) の相違に応じた基準を設定すべく、ローウィル、<sup>3</sup> ハリスの各説が抬頭しづつめた。<sup>4</sup>

各説の詳しい紹介は省略するが、ルーブル・テムキン説は、生命や身体の安全が保護法益である場合には、犯罪予防の必要性が高いという理由から、不能の要素を無視して、犯人が犯罪目的達成の危険性があるまで犯意を追求したかといいう主観的テストを、それ以外の法益の場合には、犯人が犯罪目的達成の間際まで近接したかといいう客観的テストを採用すべきだと主張した。彼は、法益の相違により両テストを使い分けるといった従来にはみられない折衷説を提唱した点で注目される。

各説ともテストの内容が異なり、可罰性の範囲も異なるが、スミス事件と同様な類型の不能未遂を不可罰とする点では一致している。しかし、これらの学説の抬頭は、通説や立法化作業に影響を与えるものではいたらないからだ。

- (1) 上院判決の法理を論理的であると評価したもののジョー・ブレイヤー、Brazier, *supra* p. 335, A. Gold, "To dream the impossible Dream: A Problem in Criminal Attempts (and Conspiracy) Revisited", (1979) 21 Crim. L. Q. 218. ハーバード大学の反論として、G. Williams, "Attempting the impossible-A Reply", (1979) 22 Crim. L. Q. 49. ただしクロベスハーバードの教科書は上院判決にしたがふ。不能未遂を分類する。Cross & Jones, *Introduction to Criminal Law*, 8 ed., 1976, pp. 356-357, 9 ed., 1980, pp. 368-390.
- (2) Temkin, "Impossible Attempts-Another View", [1976] 39 M. L. R. 69. なお、テムキン説については、井上祐司「不能犯」法学セミナー(五丸号(昭51))10頁のほか、岸岡・前掲論文[1]〇頁以下に詳しく述べられる。
- (3) ルーブルは、テムキンに影響を受け、個々の犯罪類型の相違を考慮しながらテストは適用困難だとし、各犯罪類型」とに固有の罪質を考慮して刑法によって防ぐべき侵害(mischief)を何かを決定して個別的に犯行が侵害にあたるかどうかを判断しなければならないと主張する。Rowell, "Impossible Attempts-An Alternative Solution", (1978) New L. J. 719.
- (4) テニスは、未遂のテストを犯行が当該法益の時間的空間的領域に侵入し危険化したのみならぬかいかに求め、保護法益が事実上危険化されたらが必要であると主張し、未遂のトクス・ンウスは有害でなければならぬとした。Dennis, "Preliminary Crimes and Impossibility", (1978) 31 C. L. P. 45.

(5) たとえば空ポケットのスリでは、テムキンを除いて可罰未遂、無害物による毒殺行為では、デニスを除いて可罰未遂を認めている。

### 三 一九八一年刑事未遂法の制定

#### 一 法典編纂委員会の不能未遂規定案

ワーキング・ペーパー五〇号の公刊後に登場したスマス事件上院判決により、不能犯論の状況に変化が生じ、判例が立法提案と異なる方向を歩みはじめた。そこで、このような現状に新たな対応をせまられた法典編纂委員会は、一九八〇年六月二十五日に発表したロー・コミッション一〇二号 (Law Commission No. 102)<sup>(1)</sup> のなかで、他の未完成犯罪に関する提案とともに、同判決のような事案を再び不可罰と認めることのない不能未遂規定を最終法案として提示した。

報告書のなかで、同委員会は法案の立場を基礎づけるため、主要な欧米諸国の制度にふれ、欧米では一般に不能未遂は不可罰事由になつていいないことを指摘<sup>(2)</sup>し、これと異なるイギリス現行法の態度をスマス事件上院判決を中心に批判した。<sup>(3)</sup>批判は通説からのものとほぼ同様で、判例が罪刑法定主義の原則を強調して、犯人の物理的行為にだけ目を向け、意図を無視する結果、不可罰的な未遂の範囲が広がりすぎること、上院のテストが分析過剰で適用不確実であることなどがあげられた。そうして、犯行の不能がある程度社会的危険性を減少させるにせよ、なお一定の社会的危険性が疑う余地なく残っていることに留意すべきであると強調し、スマス事件やノック事件のような被告人が処罰されなければ、彼等は次の機会にうまく事を運ぶよう勇気づけられるであろうと主張した。<sup>(4)</sup>

こうして、同委員会は正義の観念に適う明快で確実な解決策として、犯意が認められ、事実が被告人の信じたところのものであれば、既遂のアクトス・レウスに達したであろう、または未遂に十分近接したであろうと認められる場合に未遂が成立するとし<sup>(5)</sup>、犯罪の遂行を不能にする事実は未遂の成立を妨げないとする結論をとった<sup>(6)</sup>。以上の趣旨に基づいた不能未遂規定の法案が、次のように提示された<sup>(7)</sup>。

## 第一条

「(一) 当該犯罪を犯す意図をもって、

(a) 単なる予備行為を越えて犯罪の遂行にいたる行為を行なう者、または、

(b) 犯罪の遂行を不能にする事実または行為事情が存在しなければ、(a)に該当するであろう行為を行なう者は未遂犯の罪責を負う。

(二) 第一項にいう当該犯罪を犯す意図には、犯罪事実または行為事情を被告人が存在すると信じれば、当該犯罪を犯す意図と等しくなる所為の意図を含む。」

第一項bと第二項が不能未遂に関する規定であるが、その趣旨を説明すると、第一項bは、意図した犯罪の遂行を不能にする事実または事情が存在しなければ、未遂のアクトス・レウスになることを実行する者を処罰する。したがって、たとえば窃盜の意図で空ポケットに手を入れる行為は、ポケットのなかが空でなければ窃盜未遂（または窃盜既遂）のアクトス・レウスになる行為の実行であるから、窃盜未遂となる。第二項は、行為者が存在すると信じた各事件の事実または事情に基づいて当該意図を有するとみなされば、未遂の成立に必要な意図があると規定する。したがって、スマス事件のように被告人が、関与した当該ローンビーフが盗品性を欠いている事実を認識しなかつた場

合じや、本項によれば盗品闇取の意図が認められる。

わいふむ、同規定の表現は技巧的で、不可罰的不能未遂を認めない原則が一読して判明しにくく憾みがある。ついで、同規定が不十分であるから、「事情によつて犯罪の遂行が不能であることは、重要でない。」と明示する。

べれだむる批判もあむ。しかし、同規定の表現は概ね支持され、最終勧告案として、政府内務省に提示された。<sup>(9)</sup>なお、同委員会は、共謀罪との関係について、上掲のハック事件上院判決のような事例に可罰性を認めるため、不能未遂の一般原則が共謀罪に認められんか、共謀罪に関する規定のなかに設けてある（第四項）。

未遂の一般原則が共謀罪に認められんか、共謀罪に関する規定のなかに設けてある（第四項）。

- (1) Law Commission No. 102; Attempt, and Impossibility in relation to Attempt, Conspiracy and Incitement, 1980.
- (2) paras. 2. 66-2. 84.
- (3) paras. 2. 85-2. 93.
- (4) para. 2. 96.
- (5) paras. 2. 94-2. 96. 迷信犯も理論的に未遂がなつた。 para. 2. 97.
- (6) para. 2. 99.
- (7) op. cit., pp. 86-87.
- (8) Bennion, "Framing the Crime of Attempt", (1980) New L. J. 726.
- (9) Cohen, "Questions of Impossibility", [1980] Crim. L. R. 773. 未遂の要素一般について Dennis, "The Elements of Attempt", [1980] Crim. L. R. 758. 云々を参照。
- (10) Law Commission No. 102, paras. 3. 1-3. 8, and pp. 92-93. なお、独立教唆罪との関係について、現行法が不能未遂が回罪の成立に影響しないことなどは、田川勧告提案を示せなかつた。 paras. 4. 1-4. 4.

## II 政府内務省の不能未遂規定案

一九八〇年一一月、政府内務省は、法典編纂委員会のロー・ヒーリングの勧告を受て、「刑事未遂ベキコトニシテ能犯論の動向

「<sup>(1)</sup> 法案」をまとめ、下院に提出した。不能未遂に関する条項は、第一条の二項と三項に規定された。<sup>(2)</sup>

- 「(1) 犯罪の遂行が不能になる事実が存在しても、行為者は本条に該当する犯罪の未遂犯の罪責を負うものとする。
- (3) 行為によって達成しようと意図する結果を達成しても、なんら犯罪が犯されたことにならない場合には、行為者は本条に当る罪の未遂犯の罪責を負わない。」

一九八一年一月一九日開催の下院の第二読会 (Second Reading) で、右条項の趣旨が説明された。<sup>(3)</sup> それによると、二項は、客体の欠缺や手段・方法の不適切さ、不十分さなど事実的不能は未遂の成立を妨げないことを規定する。同項により、リング事件判決などスミス事件上院判決以前の判例の立場が復活する。三項は、いわゆる法律的不能を不可罰とする趣旨である。設置理由は、「各罰条に明記された一定の本質的要素が欠缺する」ため、たとえば盗品関与罪において、財物の盗品性が欠缺するために関与行為を完成しても同罪の既遂が成立しない場合に未遂が成立するというのは、立法府が当該犯罪規定の制定時に可罰対象に包括しようと意図したか明らかでない行為にまで未遂法を拡大適用することになり、真の未遂概念を崩壊させるからである。政府内務省が、このように事実的不能については法典編纂委員会の勧告にしたがうが、法律的不能についてはこれにしたがわず、スミス事件上院判決を維持する態度を示したことが注目される。

ところが、こうした内務省の態度は、ただちに批判的となつた。G・ヴィリアムズやJ・C・スミス等八名の刑事法学者は連名で、一九八一年一月二八日付のザ・タイムズ<sup>(4)</sup>に投稿し、政府法案の不能未遂規定は最小限の明確性の基準すら満たしていないから、法典編纂委員会の法案や政策を選択すべきであると世論に訴えた。次いで、刑事未遂法案は下院の特別常任委員会 (Special Standing Committee) において具体的に検討される段階となつたが、そこで

も内務省の不能未遂規定は批判的となつた。同委員会は、一九八一年二月三日の第一開期（First Sitting）から、同二四日の第六開期まで計六回開かれたが、不能未遂規定については、とくに第一と同月五日の第二開期で中心的に検討された。

第一開期では、政府側<sup>(6)</sup>と法典編纂委員会<sup>(7)</sup>の覚え書について、第二開期では、参考人として喚問されたG・ウイリアムズ<sup>(8)</sup>とJ・C・スマス<sup>(9)</sup>の覚え書について、それぞれ質疑応答が交わされた。政府側の覚え書には、第二読会におけるのと同様の立法趣旨が説明されたが、ここで問われるべきことは、スマス事件上院判決が空ポケットのスリなどに認めた絶対的不能の法理を否定してこれを可罰未遂とし、一方、法律的不能については同判決を維持する政策的根拠は何かであろう。これについて政府側は、事実的不能の可罰理由はたとえば空ポケットのスリにつき、ポケットのなかに手を入れる行為というのは明らかに予備行為を越えるものだからであると説明する<sup>(10)</sup>。一方、法律的不能の不可罰理由は、この種の行為を行なう者を処罰すべきではなく（その行為は明らかに非難に値する態度である<sup>(11)</sup>）、立法趣旨で述べられたように、それに未遂を認めると真の未遂概念が崩壊するからであると説明する<sup>(12)</sup>。このように、政府側は法律的不能を不可罰とすることにより、罪刑法定主義の原則を堅持しようとした。

これに対し、他の覚え書は次のような批判をあげた。それは、とくに法律的不能に関するものであるが、およそ三点に集約されよう。第一に、「各罰条に明記された一定の本質的要素が欠缺する」かどうかというテストは、事実的不能にもあてはまるものである<sup>(13)</sup>。たとえば空ポケットのスリでは、窃盗罪に明記された「他人の財物」が欠缺する点で、法律的不能ともいえるのである。第二に、法律的不能における錯誤も、刑法の内容についてではなく、事実について錯誤する場合であり、事実的不能のそれと異ならない<sup>(14)</sup>。たとえば法律的不能とされる一七歳の少女を一五歳と

誤信して性交する事例では、行為者が少女の年齢が一七歳であるという事実について誤信する場合であるから、その錯誤は財物の存在について誤信する事実的不能のそれと異なる。第三に、第三項の「行為によって達成しようと思図する結果」という表現は、文字どおり解せば、犯罪結果を意味することになるから、法律的不能を不可罰とする政策に適さない。<sup>(15)</sup>たとえば盗品関与罪では、「意図する結果」は「盗品に関与する」ことを意味し、それを達成すれば同罪が成立することになる。「意図する結果」を、政府側のように「当該財物に関与する」という意味に解釈すれば、当該財物が盗品性を欠いている以上、同項の「なんら犯罪が犯されたことにならない場合」に該当するが、そのような意味に限定できる根拠が示されていない。

ところで、以上の批判のなかで、とくに第三点をJ・C・スマスが指摘したことが注目される。彼は、既述のように不能未遂を二つの類型に分け、法律的不能に対応する「真の行為事情の欠缺」の場合に不可罰的不能未遂を認めた。<sup>(16)</sup>その立場からすれば、政府の不能未遂規定案は支持されるはずであった。<sup>(17)</sup>しかし彼は、「不能未遂の二分類はコモン・ロー上の未遂法のもとでは合理的で有効な区別であった」が、同分類を成文法に導入することは、右の批判から明らかのように両者の区別を一般的用語で正確に表わすことは不可能であるから、断念せざるをえないと結論づけた。<sup>(18)</sup>こうして、法律的不能と事実的不能を正確に区別することは困難であるという理由から、第三項の削除が求められた。もともと、法典編纂委員会は覚え書のなかで、法律的不能の事例は可罰未遂を認めるべきであるが、そのような事例は少数であり、事件として実務にあがることはほとんどなく、たとえあがっても、手続上常識的な裁量が加えられるであろうとして、第三項を削除しても不当な帰結にいたらないことを付け加えた。<sup>(19)</sup>

政府側は、事実的不能と法律的不能との明確な区別は困難であるとする批判に抗し切れず、結局、原案を修正し、

- (1) Criminal Attempts Bill, 1980.
- (2) op. cit., p. 1.
- (3) Hansard; House of Commons, 19 January 1981, cols. 24-26, 62-63.
- (4) Criminal Attempts at the Impossible (J. A. Andrews, D. W. Elliott, E. Giew, B. Hogan, S. Prevezer, J. C. Smith, D. Thompson, G. Williams), The Times, January 28, 1981.
- (5) 船橋の計画開発による事件 潟田英留・吉野の轟<sup>モード</sup>→ギャラク (畠中) 111頁以下が参考に便利である。
- (6) Parliamentary Debates, House of Commons, Official Report: Special Standing Committee; Criminal Attempts Bill, 1981. (hereafter referred to as "SSC"), cols. 3-6.
- (7) SSC, cols. 27-36.
- (8) SSC, cols. 61-66, 67-85. (後者 cols. 67-85. は 1981) New L. J. 80-81, 104-106, 128-130. (専門書)
- (9) SSC, cols. 85-88.
- (10) SSC, col. 14.
- (11) 政府側は、法律的不能の行為極端な事例では、盗品説与罪の共謀罪が成立するに拘らず、  
處罰の必要性の観点を考慮したためである。
- (12) SSC, col. 15.
- (13) SSC, cols. 30-31. (Law Commission), col. 63. (G. Williams)
- (14) SSC, cols. 31-32, 45-46. (Law Commission), col. 63. (G. Williams)
- (15) SSC, cols. 32-33. (Law Commission), cols. 74-75. (G. Williams), col. 86. (J. C. Smith)
- (16) J. C. Smith, supra, (1957) 90 Harv. L. R. 422, [1962] Crim. L. R. 134, 212, Smith & Hogan, Criminal Law, 3 ed., pp. 198-205.
- (17) 政府側が不能未遂を1分類する以上、O・Kの論議は誤りである。 cf. SSC, col. 95. (Mr. Mayhew)  
ヤギリス上級士官長官の動向

- (18) SSC, col. 86, 90.  
(19) SSC, col. 34.  
(20) SSC, cols. 216-217. なお、1月10回の第11開期でソリシタ協会 (Law Society) が法律的不能を不可罰とする修正案を示したが、効果がなかった。SSC, col. 178.

### III 不能未遂規定の成立

一九八一年二月一七日、特別常任委員会の第四開期に不能未遂規定の修正案が出された。<sup>(1)</sup>

- 「(1) 犯罪の遂行が不能になる事実が存在しても、行為者は本条に当る罪の未遂犯の罪責を負うものとする。
- (2) (a) 行為者の意図が犯意に達していると認められないような場合であるが、ただし、  
(b) 犯罪事実が行為者の信じたとおりのものであれば、彼の意図が犯意に達しているとみなされる場合にはつけに、

第一項について、彼は当該の罪を犯す意図があつたものとみなされる。」

各項の趣旨は冒頭に示したとおりであるが、第二項で法律的不能も事実的不能も未遂の成立を妨げる事由にならなければ規定された。第三項は、法典編纂委員会法案一条二項に対応するもので、未遂の成立に必要な意図は客観的な事実ではなく、行為者が存在すると信じた事実を考慮して決定する旨を規定した。<sup>(2)</sup> したがって、スマス事件上院判決のような事例では、行為者の意図は当該財物に関与する」とあるから、それが盗品でない以上、盗品関与の意図が欠けるというような主張は認められず、彼が当該財物を盗品と信じているかぎり、現実に盗品でないという事実は盗品関与の意図の決定に無関係となる。<sup>(3)</sup> こうして修正案は、条項の表現形式の相違があるにせよ、法典編纂委員会と

同様の政策を実現するものとなつた。なお、修正案の趣旨は、制定法上の共謀罪の規定にも適用された。<sup>(4)</sup>

修正案は、他の修正を受けた条項とともに下院で可決された。「刑事未遂法案」<sup>(5)</sup>は、次いで上院における審議の段階に移つたが、不能未遂規定は修正案どおり可決された。<sup>(6)</sup>上院で可決された同法案は、七月二十七日、「一九八一年刑事未遂法」<sup>(7)</sup>として成立した。これにより、不能は決して未遂の成立を妨げる事由にならないとする原則が成文化されたのである。

- (1) SSC, cols. 211-212.
- (2) SSC, col. 217.
- (3) ベン・ホーガンは、三項は本文記載にみられる誤った主張に対抗しうる以外の役割はないと評価する。Smith & Hogan, Criminal Law, 5 ed., 1983, p. 264.
- (4) 政府原案五条(1B)は、法律的不能に関する共謀は有罪でないとしたが、修正案では削除された。しかし、コモン・ローの共謀罪について、政府法案は改革していないので、スミス事件上院判決を同罪に適用したノック事件上院判決の法理は効力があり、手段・方法の不適切な場合を除いて、不能は一般に同罪の訴追に対する抗弁となる。ゆえども、コモン・ローの共謀罪は詐取共謀の罪(conspiracy to defraud)だけであるのに(一九七七年刑事法律法一条二項)，その場合のみ問題となる。
- (5) Criminal Attempts Bill [as amended on Report], 1981.
- (6) Hansard: House of Lords, 13 April 1981, cols. 763-876, 21 May 1981, cols. 1021-1047.
- (7) Criminal Attempts Act 1981, pp. 1-9. (Law Reports; Statutes 1981, pp. 1009-1015.)

#### 四 一九八一年刑事未遂法制定以後の動向

「一九八一年刑事未遂法」は、同年八月二十七日から施行されてくる。同法施行後の動きをみると、翌年、二件の不イギリスにおける不能犯論の動向

能犯判例が出た。ただし、一つは同法施行前の犯行であるため、同法の適用はなく、スミス事件上院判決の法理を適用した単なる手段・方法の不適切な行為に関する事例<sup>(1)</sup>である。もう一つは、犯罪の遂行が不能であることを認識しないで教唆した行為についても、独立教唆罪を認めた事例<sup>(2)</sup>である。同罪は、一九八一年法で成文化される以前なら、ロード上の犯罪としての扱いとなる。それゆえ、教唆された犯罪の遂行が不能な場合に、同罪の不可罰性を論じる余地がある。しかし裁判所は、不能未遂の教唆について、従来どおり、不能は同罪の成立に影響がないとする態度をとった。

このように、不能未遂規定の適用例はいまだ現われておらず、同規定に関する解釈論上、問題点の指摘もほとんどみられない。

- (1) Kelly v. Hogan, [1982] Crim. L. R. 507. 事案は、飲酒した被告人が自車を発進せん目的で、キーを携帯してしまったので他のキーを点火装置に入れ込んでいた行為について、飲酒運転の罪 (Road Traffic Act 1972, s. 5 (1)) の未遂を認めたものである。
- (2) R. v. Fitzmaurice, [1983] 1 All E. R. 189, [1982] Crim. L. R. 677.
- (3) cf. R. v. McDonough, (1962) 47 Cr. App. R. 37.
- (4) もう一つの特例だが、不能未遂規定の第一項が未遂犯の責を「負うものとする」 (may be guilty) と誤訳してしまった可罰的不能未遂の主張を全く認めないと趣旨に適つかが問題であつた。Dennis, "The Criminal Attempts Act 1981", (1982) Crim. L. R. 10. ブリスに対する批判として、Smith & Hogan, Criminal Law, 5 ed., 1983, p. 265.

## 五 む す び

以上、イギリスにおける不能犯論の動向を概観した。イギリスは、可罰未遂と不可罰的不能未遂との限界を画定す

る基準について、激しい論争を経験した。そして、不能犯論はつねに抑止の観点と密接に絡んで展開された。通説は、明確な基準の設定が困難であるとする理由よりも、むしろ実質的には一般予防、特別予防という抑止の観点に基づき、犯意を実現するために全力を尽した不能な行為者は、明らかに可罰未遂が認められる行為者と同程度の处罚に値するという理由から、不可罚的不能未遂を認めないとする論法をとる。これに対し、客觀主義的不能犯論を集成したスマス事件上院判決は、未遂法を抑止の道具として用いることに反対する。同判決は、罪刑法定主義を堅持する観点から未遂法の厳格な解釈を行ない、犯罪のアクトス・レウスを構成する要素のうち、因果関係の部分を除く法的構成要素が欠缺すれば、行為者の認識に關係なく未遂は成立しないとして、上記のテストを設定したのであった。一方、未遂法の限定解釈と抑止の観点との関係を軽視したわけではなく、不可罚的不能未遂を認めても通常同時に他の犯罪が成立しうるとして、未遂法の限定解釈が犯罪予防政策にも応えうるものであることを強調した。しかし、同判決の法理は、テストの基準が明確でないこと、他の犯罪の同時成立の可能性が小さいので抑止の観点からも適切でないこと、歐米諸国の不能未遂規定、判例、学説の一般的傾向と一致しないことを理由に否定されるにいたった。結局、スマス事件上院判決は、一時的な客觀主義への逸脱ということになってしまった。

こうして、一九八一年刑事未遂法の不能未遂規定の成立により、幻覚犯を除き、犯意を顕現する行為が單なる予備を越えれば、「犯罪の遂行が不能になる事実が存在しても」未遂が成立することになって、イギリス不能犯論は一応の立法的解決をみた。しかし、こうした立法的解決は、行為者が結果の不発生を認識していないかぎり、犯意を顕現する行為におよべば、人が危険を感じないような行為まで未遂を認めることになり、心情刑法に陥るおそれがあるようにも思われる。もっとも、そのような行為すべてが実際に可罰対象となるかは疑問であろう。なぜなら、たとえば

従来法律的不能とされた一五歳の少女と信じて姦淫したが、実は同女が同意があれば処罰されない一七歳であったというケースは、一般に発覚することが少ないのであらうし、たとえ発覚しても実際に抑止対象となるのか疑わしいからである。しかし、行為を完成しても犯罪でない」のような行為にまで未遂を認める」とじたい、不当な未遂概念の拡大であろう。

それゆえ、我々はイギリスのような立法的解決をとるべきでなく、明確な不能未遂のテストを設定する困難な課題に立ち向かう必要がある。ただし、その際、抑止の観点も配慮する必要がある」とを、イギリスの経験は教えている。

## (一九八三・一一・二〇)

〔付記〕校正段階で、いわゆる法律的不能の事例について、一九八一年刑事未遂法の不能未遂規定が適用された判例に接した。*Anderton v. Ryan*, [1984] Crim. L. R. 483–484. また、不能未遂規定の解釈論上の問題点を指摘した論文を得た。B. Hogan, “The Criminal Attempts Act and Attempting the Impossible”, [1984] Crim. L. R. 584.